

平成27年度世田谷区公契約適正化委員会
労働報酬専門部会（第2回） 会議録

1. 会議名称 平成27年度世田谷区公契約適正化委員会 労働報酬専門部会（第2回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 平成27年9月8日（火）午後1時～午後3時
4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎2階経理課入札室
5. 出席者
委員
永山部会長、小部副部会長、五十嵐委員、児玉委員、田村委員、豊田委員
事務局
本橋財務部長、梅田経理課長、田村契約係長、高橋、村上、林田、小野塚
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由
会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。
（世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）
8. 会議次第
 1. 開会
 2. 議題
 - （1）事務局からの報告
 - （2）労働報酬下限額について
公契約実施による契約書等について
委託事業における下限額についての見解
建設工事について
 - 1 事業者の見解
 - 2 労働組合の見解
 - 3 それぞれの意見交換社会保険等、標準見積書の運用について
区契約事業における賃金・報酬・社会保険加入等の実態について
今後の部会進行予定について
 - （3）その他
 3. 閉会

平成 27 年 9 月 8 日

世田谷区公契約適正化委員会
労働報酬専門部会（第 2 回）

部会長 それでは、雨の中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。それで、第2回目の労働報酬下限額の報酬専門部会をこれから開催させていただきます。

いろいろ資料を御用意いただきましてありがとうございます。事務局も議会があるので大変忙しいところ、御準備いただきました。

さて、それでは、議事次第に沿いまして、まず最初に、事務局のほうから御報告をお願いします。

事務局 では、部会長、済みません、私のほうから御報告を申し上げます。

この間、4月から公契約適正化委員会を開催しまして、労働報酬専門部会につきましては、きょうが2回目ということで、保坂区長のほうに、この間の議論の御報告をいたしました。先般、前回、委員からも上申書をお出しになられていましたので、それもお渡ししながら、この間の御説明をしてまいりました。あと、今後の日程ということでも簡単に御説明を申し上げたところ、やっぱり28年度に何らかの一定の結論を予算に反映できればということで御指示がありまして、たしか前回の議論の中では、役所の制度からいって、28年度というのはなかなか厳しいんじゃないかというような御意見もありましたが、区長のほうは、28年度にこの適正化委員会の何らかの成果を見せていきたいという思いがありまして、そういう指示になっているところでございます。ですから、今、公契約適正化委員会、それから入札監視委員会、そしてこの労働報酬専門部会ということで、主にこの条例の目的であります区内産業の活性化に向けてということで、入札制度改革、そして労働報酬下限額の決定、この二本立てをきちっと見せていかなければいけないだろうというふうに考えております。

ですから、28年度に見せるということは予算要求に入れていくということになりまして、既に全庁挙げての予算要求の時期に今入ってきているところです。もちろん作業的なこともありますし、また予算査定という部分も入ってきますので、正式に予算の案が固まるのは年明けの議会にお出しする、2月の下旬ということになりまして、最終決定、案の決定はその段階ですけれども、大体これはいこうというおおむねの原案というんでしょうか、予算原案を年内につくるのを今日程的に目指そうとしております。ですから、私どもこの適正化委員会、そういう予算反映に当たっては、当然予算要求は事務的なスケジュールに合わせてやるんですけれども、またこれは政策経営部での予算査定あるいは特別職での予算査定という日程に入っていく中で、事務的には入れておくものの、そこでまた実質的な御審議をいただくという日程が12月の下旬ぐらいまでだろうと考えております。ですから、今後も来年度にわたって十分議論の深掘りは多少必要だとは考えておりますが、何とぞそのような日程で、今後の御議論をしていただければというふうに考えてございます。

当初、恐らく委員の皆様のお考えの中には、区長からの諮問がございましたので、答申という形でお考えかと思えます。そういう意味もあって、前回の御意見の中には29年度予算反映というようなお気持ちがあったかと思えますけれども、答申に至らずも、例えば中間報告というようなことで、やっぱり議会あるいは区民に2年間何もお示ししないというのは、これも何をやっているんだというふうに見られがちですので、中間報告という形で1回、今言った12月の上旬もしくは中旬までにお示ししていくのがいいのではないかと、事務局レベルの日程調整の中でそのように今考えているところでございます。ですので、きょう、またこの後、(2)で労働報酬下限額についての御議論をいただくところでございますけれども、そういった中間報告的な報告ということでの御議論をしていただいて、取りまとめをしていただいて、まとめていくような形でお願いできればと考えております。

私からは以上でございます。

部会長 ということ、当初の作業テンポから考えてみますと少しスピードアップをして、来年度予算に反映するなり、あるいは何らかの今後への方向づけを出すような形で、最終報告に至らなくても中間報告で、区の姿勢を受けた中間報告をつくり、それに基づいて予算編成等への働きかけができるようにしていくということが事務局から出されたわけです。

これを受けて、きょうは前回の議論を受けた形で、今の事務局の報告、あるいは区の意思に沿う形で進行したいと思えます。前回、それぞれの委員の皆さんから御報告いただくことがありますので、それから進めさせていただきたいと思えます。

きょう、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきたいと思えます。世田谷区公契約適正化委員会労働報酬専門部会（第2回）次第というのがワンセットです。それから、「建設業法令遵守ガイドライン（第4版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」というコピーが入っているでしょうか。次に、前回、各委員から幾つか出されたことで、1つは、(委員名)のほうから要望書が出ておりますでしょうか。それからもう一つは、(委員名)からのものですが、世田谷区公契約条例平成28年度労働報酬下限額（業務委託・指定管理）に関する意見・提案という2枚の文書は行っておりますでしょうか。なければ、手を挙げて御指示いただきたいと思います。それから、意見書という形で、(委員名)のほうから労働報酬専門部会の討議に当たり、以下のとおり意見・提案いたしますというのは行っていますでしょうか。以上がきょう用意された資料です。

それでまず、今申した順番で建設業法令遵守ガイドライン（第4版）というのは、現在、国土交通省がそれぞれガイドラインの改正を行いましたもので、

これは主に下請負の関係に関するものなんです。この中に幾つか、帳簿の関係でありますとか、それから赤伝処理とかさまざま指摘されている下請負関係の改善課題について細かな基準を設けて、これは違反となる行為とか、違反にはならないけれども注意をしてくださいとかという形で、契約書類の形式とかについてかなり細かなガイドラインが示されております。その資料の最後から2枚目の後ろ側ですね。ページが打っていないので恐縮なんですけれども、(5)関係法令というのがございます。そこに社会保険・労働保険、これが労働関係に関する具体的な指示でございまして、保険料は義務的に負担しなければならない法定福利費であって、通常必要と認められる原価に含まれるということで、元請、下請ともに見積もり時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があるということが書かれています。

そういうことで、幾つか標準見積書にもかかわって、この点をかねてから改善するよというということで、実は昨年、この公共工事の推進に関する3法と呼ばれる品質確保法と入札契約適正化法及び建設業法の3法の改善が請負関係の改善とそれによって報酬を改善して、中長期的に技能労働者を確保するというはっきりした方向に改善が行われているということが、現在、国の建設業改善方策だということ踏まえ、世田谷区の議論をしていくことが有効かなというふうに考えて用意しました。

それでは、順番があれですけれども、式次第に沿いまして、以下、前回御発言いただいたものを並べただけなんですけど、この委員会はそれぞれの分野の専門家がおられるんですけど、まず第1に、というところなんですけど、公契約条例の施行に伴いまして、前回、(委員名)のほうから、従来までの契約の様式ないしは公契約を踏まえた何らかの様式の改善なり、その条例に沿う追加事項みたいなものが考えられないかということが指摘されていたと思うので、これについては、(委員名)のほうから提案をいただきたいと思います。

委員 お手元に前回の7月21日の上申書、ないかもしれませんが、もしあれば見ていただきたいんですけど、今の事務局の方のお話で、区長さんが今年度中になると、実はこの部分も来年というわけじゃなくて、今年度、多分一応単価を決めて、来年からやらないかということをやると言うんですね。そうすると、それを実行したときにいろいろ出てくる問題の契約書だとか、守らなかったけれどもどうするか決めておかないといけないので、私もこの部分のスピードアップは必要かなということは先にお話ししています。

もう一つは、せっかくいろいろ単価を決めても守らない業者が出て、まじめに守っていく業者が損をすることがあってはならないということは、要するに条例で契約している全ての何千万円以上、それはたくさんあります。それを担う業者の方は全部守っていただくということはどうやったら実現できるかとい

うことをしないと、結局、正直に出した人だけが損をして、ほかの人が抜け駆けして安い単価で使えるということだと、そういう意味で、私がこれから3つお話しするんです。

1つは、公契約と言われている契約自体の中に、もちろん単価の具体的な数字を入れながら、わかりやすく言うと、工事現場でいえば、その現場に働く全ての労働者、全ての職人さんにこの適用がありますよということをまず明示しなきゃいけない。それについては、元請が全て責任を負って実現しますということを入れなきゃいけないと思うんですね。それはその雇用形態のいかんを問わないと。下請業者なのか、あるいは一人親方なのか、あるいは臨時か何かわかりませんが、あるいは何次請負とかいろんな形があると思いますが、その雇用形態のいかんを問わず、その下限報酬を守りますということを元請業者に約束させていくことが1つ。

逆に指定管理などで考えれば、その指定管理の場所の職場で働く全ての労働者、それは下請もあるし、バイトだとか業務請負という労働者もいるかもしれない。そういうことについて、やはり指定管理を受ける事業者が全て守りますと、それを約束する文言を明確に入れておかなきゃいけない。そういう意味では、その中に1人でも2人でもうちはいいんだということがあっちゃいけないということで、そういう契約書をつくっていただきたいということです。もちろん義務を直接負うのは契約の当事者ですので、区との間では元請さんなり指定管理者なりが受けるということは間違いないんですけども、その効果としては、その元請さんが責任を負うということを書いてもらうと。このところは、ほかの区でどうして書いているかわからないんですけども、それをまずつくっていく。それを約束してサインをしてもらうことがこの契約を守る一番大きな、要するに自分が約束したから守るんだということから、約束文言は非常に大事なんですね。

もう一つが、では、約束したことが守られているかどうかということで、私のお話でいくと5番目なんですけれども、履行状況のチェックをすると。これはどの段階でどうチェックするかというのは非常に難しいんですけども、もちろん契約するときにも必要ですが、終わってからどうやってチェックするか、ちょっと考えなきゃいけません。

いずれにしても、たしか100なり200でしたか、契約があるので、全部についてチェックできるかわかりませんが、終わってから履行されたかどうかチェックする方法をちょっと考えて、それを誰がやるのかということも、この契約課の方がやるのか、ほかの方がやるのかわかりませんが、私は一定の方々がそういうチェックする責任を負わなきゃいけないんじゃないかなと思っております。これが2つ目。

3つ目が、チェックした結果、あるいはチェックする前に、ほかの業者から、あるいは労働者から、実は私たち、私の職場では払われていませんということがあった場合に、どういう調査をして、どういう指導をするのか。ほかの市で見ていると、元請に言って、元請が下請に払わせているとか、払われないので、元請が自分で払ったとか、そういうことが出ておりますので、そういう意味で、そういう履行しない業者がはっきりした場合に、どういう行政指導を誰がするのか。もしそれが守れなかったときにどういう対応をするのか。例えば業者の指名停止というんですか、この間、区からいただいたやつには業者から外すとか、いろんなそういうのがありますよね。

そういうこともありますので、そういうことも含めて誰がどういうことをするのかということと言うと、私が言っている、前の上申書で言うと1番、5番、6番ですね。ほかのところはやらなくていいというわけじゃないんですが、これだけは、いわゆる公権力の行使ではないけれども、行政的な調査や業者を指導するとすれば、そのもとになる要綱なり、区のほうは条例とはいかないでしょうけれども、条例の少し下のいろんなものをつくっていただいて、それに基づいて調査をし、それに基づいてアドバイスするということはやっぱり必要なんじゃないか。そうしないと、決めるだけ決めて、あとはやりなさいと言って、それが担保されなければ、誰も履行しなくなっちゃうんじゃないか。さっき言った正直者がばかを見ちゃうと。それはならないように、決めることも大事なんだけど、決まって施行するときにはそれを守るシステムで、区長さんもそのところが諮問事項の1なんですよね。諮問事項の1として、公契約の適正な履行を確保するために必要な施策について。だから、そういう意味では、区長さんもそれは求めていらっしゃると思います。

この辺は、私がどうこうというより、事務局の方々自身が少し発案していただきながら、ちょっとディスカッションが必要だと思いますが、ただ、それが報酬部会の課題かどうか。この間もお話ししたように、ここで議論していても、最終的には、ほかの委員の方々にも御同意いただいて、文書は後でもいいと思いますけれども、こういう案だとかマニュアル、要綱だとか、要綱の案とか、あるいは第1次案とかでもいいんですが、そういうのを示しながら、実施するときにはそれなりのものにできればなど。これはスピードアップする以上、こっちのスピードアップも大事ななど。以上でございます。

部会長 ありがとうございます。

ただいまの（委員名）の提案に関する御意見はございますでしょうか。

委員 建設業の場合、元請、それから下請があるわけですが、下請が2次も3次も4次も5次もあるという中で、果たして元請がその責任をとれるのかという問題があると思うんです。5次までいくというのは特殊例だと思うんです

が、少なくとも1次、2次、3次ぐらいまでは普通に施工に携わっているということがあるわけですし、その辺をどうやって追って、それから責任をまたとらせるか、その辺は非常に難しい部分があるかと思うんですね。

委員 おっしゃるとおりですね。ですから、元請の方にちゃんと約束してもらって、極端な例を言うと、ある市なんですけれども、元請からお金は行っていたけれども、1次下請のところから払われていない。東京電力でもよく問題になっていますよね。その場合には、例えば元請がその差額を払う、あるいは業者に払わせるということを、行政指導ということになると思うんですけれども、私が聞いた、ほかの既に先行している区では、区がお願いして、実際にはやってくれているところもあるんです。ですから、そういうことをお願いしていくと同時に、もしそれがそのままになってしまうということもあるかもしれないので、その場合には、元請さんにそういう下請さんは次から使わないでくれということを要望する。あるいは元請さん、これはペナルティーはないんですよ。指名なんかというのは資格の問題がどうかわかりませんが、そういう入札に参加しにくくなる。ただ、どこまでできるか、私もわかりませんが、そういうことで事実上の実効性を高めると。

だから、そんなに簡単であると私も思っていないんです。どこの市もみんなそう思っていないです。ただ、立派な元請さんは今たくさん出てきている。言い方はおかしいんですけども、元請としてはちゃんと下請にそのお金も含めて、今のさっき出た社会保険料の問題は全く同じ問題ですよ。そういう意味で、社会保険料はこのぐらい、この仕事の職人さんのあれはこのぐらいというふうにちゃんとやってくだされればできるんですよということやってもらいながら、渡したお金はそれが労働者にちゃんと行くようにアドバイスしてもらおうということが、逆に元請さんの力をかりて実現することもあるのかなというので、それは本当に難しいんです。だからこそルールを決めて、みんなが守ると、それはほかの人も守るだろう、こういうことです。

部会長 1つは、ルールをつくるという面と、その実行をどういうふうに進めるかということについて、従来のかけ声はするけれども、実行できないという部分については、国交省もそういう改善を図ろうという段階ですので、それで短期間のうちにきれいに変わるということはないにしても、少なくとも発注者と元請さん、あるいは1次下請さん、2次下請さん、だんだんその点について区の意向として事前に契約に際してこういうことを遵守してほしい、あるいはしますという約束をする方法を浸透させる努力を契約に際して書面等で確認できないかということになると思います。その中のさまざまな条項については具体化していかなきゃならないものがあるんですけれども、この対象の事業に関して、少なくとも事業者や労働者の多くもそういう公契約条例のある一定の

定めが行われていることを、働くほうも請けたほうもお互いに知っているということが一つの約束を守る条件になっていくと思います。そういう条件づくりをどうするかで、これは建設と土木とでは、土木のほう为建设ほどはやはり下請の深さは多くないんですよ。

委員 そこはそうは言い切れないところがあって、ちょっと話は戻るんですけども、今（委員名）がおっしゃっていた、例えば今、現状、ある金額以上のものについては施工体制台帳というものを整備するわけですね。施工体制台帳というのはどういうものかといいますと、下請との契約書を全部開示して、役所のほうに提示するという形なんですね。その施工体制台帳の中身は、要するに金額、どのような内訳で、例えば防水工事何平米、幾らという金額。さらに下請の主任技術者の名前、名簿ですね。あとは作業員名簿等を全部添付していて、保険に入っているかどうかというところまでチェックされるようなものなんです。

その下請との契約金額、さらにそうした下請の1次下請、今、東京都だと2次下請までいっていませんから、1次下請までなんですね。1次下請までで、2次下請以下は名簿には書いてません。1次下請までについては、会社の営業の許可書であるとか、その他もろもろの書類を添付して出すわけですね。そこで要するにお金の取り決めをやるわけです。そうすると、例えば1億円の仕事の中で2000万円とか3000万円の下請を出しましたといったときに、その下請と取り決めた金額を明示したものが役所に渡るというシステムなんですね。

今、先ほどの話で2次、3次までコントロールし切れない云々の話もありますし、例えば下請との取り決めをするときにも、労働の労務単価で契約するわけじゃないんですよ。例えば2000万円の内訳は、例えば防水工事2000平米、単価を2000円で計算して幾らになるんだとなっているわけです。そうすると、金額全体はグロスで出てくるんですけども、例えばその2000円の単価の中にどのような金額で労務単価が入っているかというのはわからないんですよ。

部会長 総価方式でやるから。

委員 総価方式でやるからわからないんですよ。それは我々が役所と契約しているときと一緒になんですね。

施工体制台帳においてはわからない。だから、我々が下請と契約するときに、例えば平米単価2000円で契約しました。下請が労務単価を幾ら払っているか、その2000円のうち1000円なのか、500円なのかわからないんですよ。また材料がそのうち何%かもわからないんですよ。そうした中で、例えばその2000円の中をさらに元請でコントロールしなさいというのは、はっきり言って、厳しい。厳しいというか、作業、要するに現場の管理作業としては物すごく大変なことだということなんです。だから、例えば2000円をばらして、ここの現場に実際

に何人入ったか、実際それがどれくらい払われているか、果たして元請にそこまでコントロールできるかという話だと思っんです。だから、恐らく下請契約するときには、ほぼ平米単価なり、総価の平米に換算した労務単価の積み上げではないんですね。

部会長 その内訳で作業をするわけでもないし、出来高で結局払っていくという形ですから、能率のいい会社は労務単価の比率は下がるかもしれない。

委員 少ないかもしれない。

部会長 あるいは能率が悪いところはちょっと上がってしまうというばらつきが、当然事業者、下請の事業能力というか、方式によって変わってくると。そういう現実を、実際はそれぞれの工事の部門別や工事別に全体を調整していくのが元請さんの作業になるわけですね。

委員 そうですね。そうしたときに、例えばお金の原価管理などという場合についても、その業者は下請がいろいろいますね。その中で、これは出来高が何%上がったからこれだけで、今月はこれくらい支払っていますというような管理をしていくわけですね。さらに、それより末端の、要するに労務単価まで管理しろということになったら、これはとてもじゃないけれども、現場はやり切れない。

委員 出来高とそれに見合った今月幾らというのはよくやる。私も弁護士ですので、未払いとかなんかが出たとき、それはよくわかります。

委員 そうしたときに、その下請と、今(委員名)がおっしゃったような、例えば2000円で契約したものが、さらに2次下請では今度1800円で契約されている可能性があるんです。そうすると、1800円の中で労務単価は幾らか、これは全然わからないですね。コントロールし切れない。

部会長 そういう現実の中で、では、いわゆる最賃だとか、社会保険だとか、そういうものを含めてどういうふうにするかというところが一つの乗り越えるべき課題であって、それを全部それぞれにきちんと1件1件コントロールするという仕掛けではないと思うんですね。

委員 そうですね。それで、我々は多分、(委員名)もそうだし、私もそう、元請で仕事、事業をやっていると、下請で不払いが出た。例えば労働基準監督署にこれが訴えられたりする。そうすると、やっぱり元請に責任があるなというふうに我々は思っているわけです。これは何かこういうことで問題が起きて裁判が起きた、これはまずいと。まずいというか、ある意味でこれは指名停止になるなというふうな恐怖感はありますよ。だから、そういうようなことが起きないように我々はもちろんやっていますけれども、そこまで何かコントロールしろというようなチェックまで働かされるとたまらないと思うところだと思うんです。

委員 ただ、最賃は今、実際には労基署は元請に言ってくるんですか。

委員 そうですね。元請というか、例えばお金が不払いでしたというようなことがあった場合には、労働基準監督署に訴えますよなんていう話になりますと、我々はやっぱり元請に来るなと思いますよね。だから、それはそういうところでやっぱりたががかかっているんじゃないかと私は思うんです。

部会長 そのこのところは現実には事業者間である種の信頼関係のもとで作業するしかない部分があります。だから、確実性においては、できるだけ履行が保証されるようにしていくにしても、ミスなしというわけにはいかない部分が当然これまでもあったと思います。その辺をどういうふうに改善しながら進めるかということ抜きに、ただ、一つ一つ重箱の1粒まで突つくというやり方は、当初から言うと現実的には難しいと思うんですね。

委員 世田谷の場合には結構ラインが低いから、ほかの区に比べて件数が多いから、逆に言うと、小さく産んでというわけじゃないけれども、大きく産んじゃっているから、今のお話のとおり、今まで御経験いただいた、少なくともこういうことが言えるんじゃないかというのを行政指導なり何らかの形、あるいは何らかの契約時のアドバイスで、書いてはないけれども、むしろそれを守るための不文律みたいなものをやっぱり業者に示して、それをできるだけ年間、時間がたってもやっていってもらう、みんなにやっていってもらおうと。

部会長 周知努力とね。

委員 そういう意味では、業界団体の御協力がないと、実際には広まっていかなさうと。そういう意味で非常に貴重な御意見だと思うんです。

委員 ですので、僕の今の感じでいったら、その周知、今世田谷区さんがそういうようなことを周知されていますけれども、それぐらいで勘弁してほしいというのが正直なところです。

部会長 その周知と、それから、やっぱり周知することと実行の度合いによって、多分今東京の場合にはオリンピックその他で非常に全国的な工事量の中ではまだ上昇を続けていく地域であると思いますので、よりよい技術者、よりよい技能者、それから施工方法の改善等をすることによって、やはりコストアップになりがちな状況と、それからいい技能者をどう確保するかという中期的な目標に向かってなるべく改善していくということが、東京のポジションとして期待されていると思うんですね。そういう意味では、工事量の多いところでいえば、世田谷区はそういう意味でトップランナーかどうかはちょっとわかりませんが、そういうところを目指していくということが一つの中長期的な経済効果を生むんじゃないかと思います。その辺を含めてどう調整していくかというのが一つの課題だと思うんです。

委員 例えば、最初は1億円以上のものに限るとか、できそうなところ、変

な言い方だけれども、おっしゃるとおりですね。一遍に全部とはいかないけれども、一番トップテンだとか、トップ20だとか、毎年額の多い工事なりなんなりをやりながら、実情を踏まえながらおろしていく、今はとりあえず周知してくださいと。指導のところは上のほうだけにしておいて、これでだんだん年数をかけていくというのもあると思うんですよ。要するにみんなが守れなきゃしょうがないんだから、どうやって守っていくかについては、経験を積みながら段階的に広めていくというのもあるかもしれない。そういう意味で非常に貴重な御意見だと思うんです。確かに難しいんですよ。だけれども、我々はいつかはそれを実現したいというのが区の条例をつくった意図だと思うので、そこはぜひ少し中長期的なことも考えながら、すぐやれることといずれということとちょっと問題を分けて考えていければいいなと思っているんです。

委員 先ほど標準見積書の話が出ましたけれども、これはもう社会保険料にとってはぜひ必要なもので、それがないと数字が出てこないんですね。ですから、それは材料費と労務費を両方出して、労務費に対して年金が15%だとかそういった掛けていって出していく。ですから、労務費自体は今よりは明らかになっていくんじゃないかというふうに思っているんです。ただ、1人工幾らというのは、それはちょっと別の話です。

委員 トータルで。

部会長 じゃ、こういう話ですよ。

委員 そうですね。

委員 なるほど。

部会長 いわゆる標準見積書みたいなものを各業種ごとに、専門工事業種ごとにある程度様式ができていますので、その中に多分その進め方についてのヒントはあると思うんです。

委員 そうですね。

部会長 さて、それで、そういうことで、やはり実際の工事の中身に入ることも含めて、具体的な入札から施工までのさまざまなプロセスの中の改善すべき点が幾つか、これは各方面からも指摘されているんですが、これを踏まえて、（委員名）のほうからある程度改善策というものについての御意見をお出しただけですか。お手元の資料。

委員 資料、要望書というつづりでございまして、これは私ども世田谷建設協会、それから世田谷睦水会、世田谷電設工業会、建設に係る設備も含めた団体でもって取り組みした要望書でございます。

入札制度改革ということで出しておきまして、3ページ目の下の段に囲い込みであると思うんですが、決算認定意見という項目ですが、この中ほどに「今定例会において可決成立した公契約条例の中に、入札制度改革を担保する明確

な規定が盛り込まれなかったのは、残念だ。区の認識が『今後、検討する』では心許無い。施策の全体像が示されなかったことも残念だ。保坂区長が声高に言う『マッチング』とは何か。新しいだけの言葉や思い付きのイメージでは、世田谷の将来は守れない。我が会派は、入札制度改革の実現に向け、積極的に取り組んでいく」、これは当時の自民党の幹事長の方が言われた言葉でございまして、我々もこれに力を得て、今やっている入札制度そのものを変えていただきたいということで考えてきております。

そのもとになっているのは、2ページ目の国土交通省が発表した公共工事の円滑な施工確保対策、これに基づいて1ページ目の要望書をつくっております。これに盛り込まれている主なことがこの1ページ目の項目に入っているということでありまして、設計段階から完成までの間に、こういったことが改革、改正できないのかどうかということで、要望として取りまとめております。全部読んでいきますか。

部会長 そうですね、少し具体的に。

委員 よろしいですか、ちょっと時間がかかって申しわけないんですが、設計段階としては、建築と設備の整合性を確保してほしいということで、現場が始まったときに、建築は建築で落札して、設備は設備で落札して、そして一緒になってやるわけですが、ふたをあけてみると、設備が全くおさまらない建築になっているような状態が多々見られるということで、これは絶対守っていただきたいということです。それから、経済性と合理性を追求した設計。最近の設計は大分経済的、合理性を追求した設計になっていますので、以前のような華美な設計はしていないというのが現実だと思います。

それから、積算は、適切な数量、施工条件の設定。今現在の積算のやり方は、結局、図面をいただいてから入札日までの間の期間が短い、約2週間ぐらいしかないんですね。大型工事になると、やはり1カ月から1カ月半ぐらい時間がかかるという中で、設計図とともに参考内訳というのが一緒に出てまいります。この参考内訳数量を受注した会社が拾い直してみると、明らかに数量が違うということが間々ありまして、これが狂わせるもとになっているということで、きちっと設計事務所に積算を任せるのではなく、別の積算専門の事務所に依頼して正確な数量を出してもらおうということが要望として出せます。これがもしできないのであれば、その積算期間を十分に1カ月か1カ月半ぐらいとっていただいて、各社がとりたいところは積算を実際にするというのが本当じゃないかと思えます。

それから、値入れについては、入札日直近の最新単価にて値入れしていただきたい。建築の場合、日々値段が変わっている部分がありますので、その最新単価にて値入れしていただきたい。それから、見積もりをとって実勢価格に基

づいた単価を採用してほしい、技能労働者の社会保険料を計上してほしいということで、東京都さんの例を見ると、この社会保険料は現場管理費に入っているような説明がありました。世田谷区さんも正確にこれが入っているのかどうか、その辺を調べてみたいということです。

それから、見積もりをとっても、勝手に下請業者さん、外注見積もり、例えばサッシなんかの見積もりは見積価格からネット幾らというような形で、業者さんから返事が来ると思うんですが、そのネットを勝手に切って、また10%ぐらい下げてしまうという例がたまたま非常に多いということで、そういったこともやめていただきたい。

それから、予定価格については、公共工事設計労務単価の見直しが頻繁に行われているので、最新の設計労務単価を採用してほしい。それから、歩切りの根絶。これも大分減ってはきているようなんですが、都道府県、各自治体ともかなりのところで全体設計予算というのが出た段階で、さらにこれぐらい数%切って出すという例が日常茶飯事やられているような状態で、そういったことじゃなくて、見積もりへ上がった正確な数字を予定価格にしていっていただきたいということです。

それから、発注業者の選定、これは世田谷区独自のいろいろ問題もあるわけですが、発注ランクは単ランクとしてほしい。または最大でも2ランクまでとする。今の例を見てみますと、A、B、Cというような、B、C、Dというような3ランクにまたがって発表されることが間々多いということで、ぜひ2ランクまでにしてほしい。それから、JV案件は区内本店業者と組むことを前提とする。建築のほうでも大分支店業者が入ってきておまして、そういったことではなくて、やはり本店業者を入れてほしいということです。

それから、給排水衛生空調においては、JVの構成員には区内本店業者が入っていること、そして主に改修工事については適正な工期を確保してほしいという2点が挙げられます。

それから、電気工事では、JVの構成員には区内本店業者が入っていること。Aランク発注工事は、特定建設業許可を受けている業者が入札に参加できる。それから、発注ランクは単ランクとしてほしいと。この特定建設許可業者でない者が大型工事をとった例があるということで、ちょっとおかしいんじゃないかということが業界として上がっております。

それから、公表の開始、前払い金の増額。これは既に世田谷区さんは大型工事については2億4000万円を5億円に今上げていますので、その辺の傾向に来ているというようなことは事実でございます。それから、積算期間を十分にとる。これは先ほどの積算というところにも関連することですが、十分にとってほしい。それから、予定価格の事前公表、事後公表、自治体によっては事後に

しているところもありますし、世田谷区さんのように事前公表している例もあるということです。

それから、入札が終わりまして建築工事に入るわけですが、各種スライド条項を活用してほしい。いろいろ値段が動く、上がるものが時期によっていろいろありますので、そういったことについてはスライド条項を活用してほしい。

それから、設計変更などの柔軟な運用を実施してほしい。特に不適切な設計に対してということです。今、設計変更の増額というのは一切認められていません。中でもって予算上限もそれ以上出さないようになっていっているんですね。ですから、その中で減があったり増があったりいろいろするわけですが、そういったときに増減があっても、増があった場合でも、それはもう払っていただけないという実例がもうほとんどでございます。

そして最後、引き渡して評価ということです。

以上、建設のほうからこういった要望を出しております。

部会長 ありがとうございます。

大変広範にわたる改善課題というものが提起されました。基本的には国土交通省の一種の指導方向が重要な課題だという点でお聞きしました。これをいかに区の中で実現できるかが課題だと思います。

委員 前回いただいた資料の中に、区がここまでやっていますって、どこかに何かありましたよね。区がこれまで改善した内容でしたっけ。それとの関係でちょっと御紹介いただければと。けさぱっと見て読んできたんだけど、前回の資料で、世田谷区における入札制度改革のこれまでの取り組みというのがあるんですよ。これは多分前回の資料でしたよね。第1回の資料で、その資料の4ページからですか、今これとこれをつなぐということもおかしいんですけども、多分それなり それなりって僕は失礼な言い方だよね。たくさんの平成19年の提言があって、幾つかの改善がたくさん、競争性の向上だとか、透明性の向上だとか、履行の質の確保だとか、あるいは制度的保障だとかいろいろ項目があって、これだけでも相当な手当てがなされたというふうに、ちょっとこれだけ読んで思うんだけど、それらは条例だとか制度的な保障として何か明文化されているのかということと、きょう、（委員名）がお話しになったことをもし実現するには何か条例が要するのか、それともどこかの発注部署の教育で足りるのか。その辺を再度、多分我々はどこかでこの提言についての、これは区長さんの諮問事項の第2項目ですので、そういう意味では我々も何らかの答えを出さなきゃいけないと。そのときに、条例で出すことになるのか、あるいはこれは発注する部署の人たちの指導で足りるのかなんていうこともトータル、最後、ちょっと考えなきゃいけないんですけど、そういう意味では、今までの約8年ぐらいと今回のお出しになっている改革との関係というか、足ら

ない部分というのは何かあるんですか、ちょっと質問がおかしいかもしれないんだけども。

委員 これはやっぱり国交省のこの指導ですね。国交省がこうしますよという宣言をしているわけです。こういったものを出していただければそれでいいと思うんです。だから、切り口が違うとといいますか、切り口が違えば、当然言うことも違っちゃいますので、その辺の違いがあると思うんですね。

部会長 具体例になってくると非常に難しくなると思います。今委員が提起されている、設計段階における建築と設備の整合性というのは、これは価格評価の整合性と考えるとよろしいんでしょうか。総価方式の……。

委員 いや、おさまる、おさまらないの価格じゃなくて、実際おさまらない。意匠と構造、それから設備等々。

部会長 枠、箱と中身に……。

委員 中身になる。

部会長 そうですか。そういう場合が出てくると。

委員 そういう例があります。

部会長 なるほど。そうすると、実際には、それは再設計ということになるんですか。

委員 そうですね。もう最初からやり直してみたいな形で、現場の中に入ってやるようになるわけですね。

部会長 なるほど。こういうわけで、この建設じゃおさまらないんだと。

委員 そうです。

部会長 それから、これに関連してもう一つ伺いたいのは、建設についてはいろんな経験があるので、積算についての誤差もそんなに大きくないけれども、設備のほうは言ってみればメーカーが大体限定されている設備、例えば下水道だとか電気設備だとかということになると、その価格の指定の仕方が建設ほど動かないというか、非常に安定的な価格になっているということから、予算の総額の中で設備分と建設分というのは、発注する側はこれは分けて表示されるものなんですか。

委員 ええ、別発注です。

部会長 別発注になりますか。つまり分離発注。

委員 分離発注ですね。

部会長 なるほど。そこの整合性とは意味が違うんですね。

委員 それは違いますね。

部会長 わかりました。

それから、価格の実勢に基づくとというその部分は、これは予定価格づくりということなのか、予算段階のものなのか、この値入れの段階での幾つか問題が

発生する段階があると思います。

委員 これは予定価格をつくるための値入れですよ。

部会長 そうすると、直近じゃなくて、ちょっと数値の古いものを使ってしまうことになるわけですか。

委員 そういうことはありますね。工事の計画が立ち上がって、設計ができて、それから値入れして発注するまでの間は時間があるんですよ。そうすると、その間にも単価が動いている。だから、設計労務単価にしても、本当は入札段階の最新の単価を入れてもらわないと、やっぱり実勢と違ってしまうということですね。

部会長 この辺は発注部署によって物が違って来るかと思うんですが、現実にはそれを直近のものにそろえていくためには、積算のほうの体制を組みかえなきゃならぬという問題になりそうですか。

事務局 では、その辺のことは事務局のほうから説明を。

事務局 では、私のほうから若干説明させていただきます。

今の建築の関係でお話がありましたけれども、区の場合、どうしても建築、これは新築の場合なんかですと、基本構想、基本設計と入っていきますので、基本構想の段階では、これは各区民ですとかそういうものの御意見を入れたりとかやっていきますので、どうしても基本構想、基本設計、その後実施設計、入札という形で、おおむね4年ぐらいかけて1つの建物が建っていくような形になります。ただ、積算単価については、それなりに最新のものを使ってはいるんですが、要は、営繕部門のほうでその最新の積算単価をつくりまして、それから実施設計ですとか入ったりしていきますので、若干時間的に数カ月かかる面がございまして、その間に、仮に単価が上がったりとか、それについては多少なりともずれがあるとは思いますが。

ただ、その辺については現在は、例えば物価の単価が上がったとかそういうのがあれば、区のほうでもそれなりに当初の契約金額から変更するとかそういうことはありますけれども、どうしても数カ月のずれがございまして、最新の単価でいくとなると、先ほど申し上げました、私どものほうの基本構想からの積み上げがずっと来ておりますので、やはり直近の単価というよりも最新の単価ということで営繕部門はやっておりますので、直近ではなくて最新の単価で予定価格をはじき出しているという形になっていると思います。

部会長 そうすると、最新でやってはいると。

事務局 はい。

部会長 最新というのは、積算資料なんかは毎月出るんですよ。

事務局 その辺については営繕部門の話になるので、当然最新の単価で、東京都のほうの単価になると思いますけれども、それを入れて、設計会社等も含

めまして出していると思います。

部会長 あれは東京都から送られてくるデータを、同じものについてはそのまま世田谷区の単価表の中に入れ込んでいくのですか。

事務局 そうですね。具体的には東京都のほうを立てている積算単価がございまして、それをデータでいただいて、その中に入れていくという形です。

部会長 そこに問題がないという前提に立てば、その方式で言うと最新、直近じゃなくて最新案という形になります。

事務局 最新の単価という形です。

部会長 なるほど。下がる場合もございましてか。最近のように例えば……。

事務局 最近では資材高騰で来ておりますので、ただ、当然過去にはそういう単価なんか下がった部分もあると思います。

部会長 その場合は、当然最新だから下がるということですね。

事務局 そういう形ですよ。

部会長 これについてはどうですか。

委員 国のほうは、例えば2月ごろ単価改正したじゃないですか。ああいう場合はその単価からまた変わるわけなんですけど、スライド条項を利用して、たしかそのアップ分は見るというような形ですよ。

事務局 そうですね。うちのほうも、当然2月に改定されていますので、営繕部門としてはそれをもとに単価を出しているはずですよ。

部会長 スライド条項というのは入札前でも行うんですか。契約後、スライドするという形とは違うんですか。

事務局 一応スライド条項は契約後になると思いますね。

部会長 スライド条項という場合はね。

事務局 要するに入札が終わって、その間、契約した後に何かあればスライド条項を適用するという形になると思います。

部会長 あと、積算の値入れから後の 値入れの前か、施工条件の設定の中に参考内訳数量を出すには、元請側としては2週間じゃ短いという指摘があるんですが、少し余裕を見て、適正な条件を設定する期間を確保できるものなんでしょうか。

事務局 これは工事の規模にもよるんですが、国が……。

事務局 最低2週間は確保です。

部会長 最低が2週間。

事務局 最低2週間確保という形で、工事の……。

部会長 そこから上に出る分には構わないけれども。

事務局 そうですね。それは各区だとか各市区町村の考えによると思います。

部会長 そうですか。そうすると、工事の大きさによってはそれが長く設定

できる。

事務局 国のほうが最低2週間ということですので、その2週間をとりますが、仮にすごく大規模、世田谷区としてはその辺は大規模工事はないですけども、大きくいえば学校改築ぐらいですが、2週間で若干超える場合もあります。

部会長 2週間を超える場合もある。

委員 さっきのここには5000万円以上は20日というのがあるって、こういうのって、私が言っているのは中身が正しいかどうかじゃなくて、何によってそう定まっているんですか。ちょっと変な質問なんだけれども、例えば何か要綱があって、あるいは条例の施行規則か何かがあってこの何日になるというのは、いわゆる法律家過ぎるんだけれども、根拠条文とよく言うんだけれども。

事務局 建設業法等で定められているはずですので、それに基づいて、区のほうでそれを使って……。

委員 基づいた、区独自のそういう内規みたいなものがあるということですか。

事務局 そのような御理解でよろしいかと思えます。

委員 そうということですか。では、今さんがおっしゃっている中の幾つかは内規を変えれば変えられる、そういう理解でいいんですか。

事務局 そうですね。一応うちのほうは契約事務規則というのを持っていますので、最終的に変える変えないはまた違う判断になると思えますけれども、条例ではないので、そういう形でのお話はあるかとは思いますが。

委員 その内規というのは我々がもらえるものなんですか。

事務局 契約事務規則はごらんいただけるような形になっています。ホームページからごらんいただくこともできますし、ただ、指名の発注条件とかそういったものについては公開しておりませんので、こちらについては見ることはできません。

委員 そうすると、(委員名)御提案の幾つかについては、例えば日数をふやそうと思えば、その契約事務規則を変更すれば……。

事務局 日数について、詳しくは契約事務規則ではございませんけれども、その中の規定を使って変えることはできます。

委員 そうすると、別に議会で多数決しなくてもできるということね。

事務局 公共工事の場合は、最低何日間積算期間を設けなさいという、そういう決まりがございますので。

委員 それは法律なのね。

事務局 それに基づいて、うちでは最低そこだけは確保すると。ただし、御要望が多ければ、また大きな工事、金額が大きくて積算が難しいような工事であ

れば、その期間を延ばすことは可能かと思えます。

委員 だから、さっきのここでいえば、既に大きなやつについては20日になっているということでしょう。これもその規則の中のどこかに書いてあるということですね。

事務局 規則というか、余りその辺は縛っていません。例えば10億円以上の工事は15日であるとか20日であるとか、そういうことは決めていません。というのは、建設業法で最低2週間と言っていますので、今度、うちのほうでその工事の難易度ですとかその辺を勘案しまして、この積算については2週間ではちょっと無理かもしれないので、では、20日以上とかそういう形で決定させていただいています。

委員 だから、法律では、これを見ると5000万円以上は建設業法の定めにより15日を確保するんだけれども、さらにもっと大きなものについては20日とかになっているんでしょう。その20日になっているのは、さっきの契約事務規則のどこかにあるんですか。

事務局 今申し上げたように契約事務規則では、例えば6000万円だったら何日とか、7000万円だったら何日というふうな明記はしていません。

委員 していないんですか。それは後でどこを直すかということになるので、ちょっと関心が、細かな話なんだけれども、結局、それは行政の中の判断で変えられる。

事務局 そういう形です。

委員 議会の承諾なく……。

事務局 ではなくて。ただ、私どものほうもやはり営繕部門ですとか専門の部がありますので、例えばこの工事の難易度とこれを考えれば、通常、積算は20日で大丈夫でしょうとか、そういう形のものを聞いていただいてやります。

委員 もちろんそれはそれで発注する側と受ける側とそれぞれ事情があるので、それはわかりますので。

部会長 そこは交渉事項にはなるのですか。例えば事業者が、これは20日じゃ無理だよ、せめてあと5日下さいよという、そういうようなやりとりは可能なのですか。

事務局 通常、入札の場合はもう予定というか案件でぼんと出しちゃいますので、この建築工事についてはこうですよという形。

部会長 それで受けるか受けないかになっているんですね。

事務局 向こうの判断になっております

委員 だから、極端に言うと、業者としてみれば自分なりの見積もりをきちっと立ててみて、利益が上がったり、公契約条例が守れたりするか、それをもうちょっと時間を持ってやりたいと。それによって、場合によったらこれは受

けないとか、これだったら受けるとか、その辺の判断が短過ぎる、このお話はこういうことですね。

委員 ですから、今、設計事務所にほとんど積算を任せているわけですね。それをやっぱり別にする、責任を分担するところを変えるようなやり方をすれば、もっと正確な数量が出てくると思うんですね。

委員 さっきの数量のところも量が多過ぎたり少な過ぎたりする。

部会長 幾つか絡むんですね。

委員 それがまた絡むんですね。実際やってみたらもっと要るのに、これしか予算が組んでいなくて安く見積もられている。正しく時間があれば、検査したらもっとたくさん数が要ります、こういうことになるんですね。

委員 そうです。

委員 なるほどね。

事務局 あとは、大きな工事になりますれば、当然その年間の予算額が大体幾らと決まっています、計画もこれは立っていますから、では、例えば発注が下期に出るのであればそれを狙うとか、あるいは上期は学校と何々が出るので、では、学校のほうにとか、そういう計画性は立つと思うんです。ただ、実際、A学校の改築に札を入れようとなって、その期間が短いというのは、(委員名)が言われたとおり、確かにある程度年間計画をお示ししながらやっていますけれども、ただ、その1件1件の期間が短いとなれば、それは今事務局から説明がありましたように、技術的なものがある以上は短くはできないけれども、長くするものがあったりなかったりというようなことになるかと思えます。

部会長 それともう一つは、同じような質問になりますが、ランクのとり方と区内本店業者という縛りは、これは入札条件、競争条件にかかわると思います。その部分というのは、どこで決められるんですか。例えば今、(委員名)さんが3から2にしてほしいという場合、その決め方は、契約課ですか、それとも発注部課で競争条件を定めるんですか。

事務局 このランクのつけ方というか、どのランクで発注するかというのは契約サイドになります。

部会長 契約課で。

事務局 ただ、2000万円以下の案件については、教育委員会が所管しておりますので、それは教育委員会のほうでやりますけれども、実質上は同じようなやり方をとっています。例えばこういう工事であればAランク、Bランクみたいな形。ただ、これは一切公表はしておりません。

部会長 そうですか。そうすると、公募する際に初めて出てくる、そういうことですか。

事務局 はい、そうです。

委員 そのAランクとBランクは区が持っているのであって、この人をどっちにしているかなんていうことは相手からはわからないということですか。そうじゃない、それはわかっている。

部会長 X事業者がAランクかどうかということは、X事業者は知っている。

事務局 自分がAランクなのかBランクなのかというのは、各事業者はわかっておりますので、この工事について、例えばAランクとBランクの発注工事ですよ。各事業者さんは自分でわかっていますので、では、自分は積算して、これを申し込むのか申し込まないのかというのは、事業者さんのほうの決定になります。

委員 さっきの単ランクということとは、それは誰でもできるようにしてほしいということにつながる。

委員 いや、金額に見合ったランクということですよ。

委員 中型のやつは中くらいの業者にもうランクしてくる、それだけでやってくるということですね。もっと大きな事業は大きな事業で、それは大きな事業にやらせる。

委員 AとCといたら、会社の力は相当な違いがあるんですね。それが一緒くたに同じ物件に入ってくるというのはちょっと。

委員 そうか、Cランクの仕事はお互いにそのぐらいの同じ力の業者であらわしてほしいと。

委員 そうということですよ。

委員 それが単ランク。

委員 多分そういうふうに出されると、AとCが一緒になっちゃったら、Aはもうやる気がなくなっちゃいます。

部会長 極端な話、Cで落札したのにAが下請に入るといったことなんですか。

委員 Aが一番大きい。

委員 金額の大きいものは、例えば物すごく大きいものはA、Bランクで発注されていますね。それほど多くない金額だとA、B、Cで発注されているんですね。A、B、Cというランクを維持するためにどの会社もしのぎを削って頑張っているわけです。それがAランクからCランクまで一緒くたに入札参加していいよと言われると競争率が増すわけですね。競争率は増すんですけども、Aランクは何のために我々はAにいるんだ、何のために頑張ってBにいるんだという話になるわけですね。そうすると、もう何となくこれでは頑張ってやってもしょうがないかな。例えば30社の指名が入ってくることが想定されていて、それだけの激化した競争が行われるということになると、ちょっとやる気がなくなるというか、そういうことはあるわけですね。

委員 30分の1になるからということですね。

委員 そうということですね。それが20分の1になるか、10分の1になるか。

委員 少ないほうがいいわけですか。

委員 やっぱり少ないほうが競争は激化はしないですよ。

委員 なるほどね。

部会長 だから、その意味では、A、B 2ランクでいくか、3ランクでいくかというのを決めるのは、発注者側の裁量とっていいんですね。ですから、それをある程度整序化していくかが課題となります。

委員 整序化していくというか、やはり競争はもちろんなきゃいけないんでしょうけれども、そこまで激化させていいものかということなんですね。例えばA・B・C、C・D・Eなんていうと、Cはどこでも入る。そうしたらCにいればいいじゃないか、会社が努力してクラスを上げていく努力を何かそぐというかね。

部会長 経営努力の意欲ですか。

委員 そいじゃうんですよね。そうすると、Cランクにいればどのクラスの入札も参加できるから、Cランクにいればいいでしょうという、そういう話になるんです。

部会長 それと、本店が区内にありなしという関係はリンクするんですか。

委員 それはまた別の問題で、今はあらゆる分野で世田谷区内に支店があっても入札に参加できるようになってきているんですね。そういう区というのはまだそんなになくて、世田谷区さんは割と平常的に支店業者も入札できる環境が整っていて、そうなってくると、本店を構えて世田谷区に会社を構えている業者と、例えばアパートの一室を借りているところと一緒にされるということになると、やっぱり本店を構えている業者の勤労意欲が失われるというんですか、そういうところはあると思うんですね。

委員 区長が前回、諮問の第2項で区の産業の育成、私はちょっと言葉を忘れちゃって、諮問事項がぱっと出てこないんだけど、そういうお話というのは、そういうことにかかわってくるんですかね。

委員 我々は土木業者ですけれども、例えば本社を構えていて、例えば土木は本店を構えると、作業員を住ませる飯場を構えていかなきゃいけないなんていうことなんですからけれども、そういうことと、例えばアパートの一室を借りて、ほかのところ、他区から乗り込んできて、社員と事務員さんだけがいて、会社の体裁が整ってあればいいじゃないかということになると思うんですね。それはやっぱり意味が違うんですよ。ですので、それは同等に扱われるということになった場合に、やっぱり本店を構えている業者の勤労意欲も失われていく。

委員 やっぱり本店のある区に自分が帰属しているという、今の実際職員も住まわせて、税金も払わせて、住民税も払わせて。

委員 地元産業育成、地元産業の活性化ということは諮問でもうたわれていますよね。そういった意味では、支店では税金も納めないわけですよ。やっぱり本店しか納めないわけですよ。そういった意味もありますし、防災面でも、地元ということで、いざというときには動く。

委員 そうなんですね。

委員 防災というのはどういうところですか。

部会長 防災協力のための組織があるわけですね。

委員 例えば台風が来ました。それで、例えば川が増水しそうです。そうすると、建設協同組合の構成会社なり社員が出て行って世田谷区の土木課の指示で、例えば土のうを積んだりするわけですね。あと、例えば除雪したりとかするわけですね。

部会長 そういう意味では、地元貢献というか、安全、防災、そういうものにかかわる機動力が本店のあるなしで違ってくるといえることがあるのですね。

委員 想像するに、世田谷区で土木の業界はかなり厳しくて、そういう本店を構えて、実際に労務者を直近に住まわせてやっていくことがなかなかできなくなってきたいて、やっぱり土木業者がどんどん減ってきているんですね。例えば、これは20年後に土木業者が今の数全部あるかということ、多分ないと思うんですね。もう半分以下になっていると思うんです。そうしたときに、やっぱり他区の業者を参入させておかないと競争力がなくなってくるんじゃないかということもあると思うんですけれども、それ以上に、やっぱり今の競争が一時激化したところで、世田谷区内の業者が疲弊していているという現状はあると思うんです。

部会長 わかりました。いろいろ検討すべきことで、区の裁量の部分がございいます。これについては、労働報酬下限額を決める議論をするこの委員会としては枠をはみ出す部分もあります。これらは適正化委員会に議論を投げかけ、改善策に項目を立て、公契約条例の要件に沿い、改善策をまとめて提案し、議論していただくという形で進めたいと思います。いかがでしょうか。

委員 そのときに、やっぱり優先順位というのがあるかと思う。きょう、例えば10項目ぐらいありますよね。中に5つの目玉はここだというのはちょっといづれね。

部会長 いずれ近いうちに。

委員 答申も10個というよりは、5つぐらいまずやれと。あと残りはもう少したってからやれと。

部会長 時間がかかるものは……。

委員 私どもが考えているのは、やはり労働報酬の下限を決めるということで、そうすると、事業者も利益を得て、労働者にしっかりした賃金を払わなきゃいけない。ですから、最低制限価格は、今は建築だと大体89%ぐらいだと思うんですよ。

委員 それが一番大きい。最低制限価格がもろにこれと関係するわね。

委員 今は大分上がってきました。でも、それを95%ぐらいにしていたかかないと、やはりそういった報酬下限額を守れない。多分土木さんもそうだと思うんですが、95%ぐらいあればそれはね。

委員 土木はもう予定価格でもやり切れないものもあるのですよね。

委員 そうなんですか。

委員 その辺は厳しくて。

部会長 ということは、不落、不調みたいなことがふえちゃうんですね。

委員 そうだと思うんです。それはふえると思いますね。これから、例えば年末、年度末にかけて出てくる工事で、かなりの数出てくると思うんですね。それは予定価格ですらやり切れない。

委員 単価が悪いの。

委員 単価が悪いんです。単価が悪いというか、予定の価格を積み上げる歩掛りが乖離しちゃっているんですよ。基本的には物すごく乖離していて、その現状の実勢の価格と乖離している。

委員 その辺はペーパーで次にちょっと下さいよ。

部会長 歩掛りというのは、あれは国土交通省が5年ごとに見直すのですか。

委員 歩掛りというのは、国土交通省、例えばL型側溝、U字溝とかそういう構造物を1日1人の職人が何メートル並べられるかということなんですけれども、それが20年前から、30年前からずうっと変わらないわけですね。変わらないんですけれども、それがもはや、今や労務者がみんな高齢化してきてだんだんできなくなってくるわけですよ。例えば10年前に10メートル並べられたものが、今は5メートルぐらいしか並べられないとか、そういうふうになってきているわけですよ。そうすると、もともとの歩掛りがもはや今の現代では通用していないんじゃないかというところがあって……。

部会長 実際に合わない。

委員 実際に合わない。

部会長 価格と歩掛りというのは両方、歩掛りもそれは……。

委員 厳しいと。例えば国交省やら東京都で設定している単価自体が、もはや今世田谷区の業者でやり切れなくなっているというふうに僕は感じています。だから、恐らく100%であっても、やらない業者がいっぱい出てきている。100%でもやらないという人がね。

部会長 そうすると、それは地方業者が落としちゃうということにもなるんですか。

委員 そうですね。やらなくなってくると、そうすると、現状、例えば地方とかほかの区の業者さんがやったりという状況になっていきますね。

委員 そのこのところで、何かもうちょっと簡単に、一番大事なペーパーを後で。

委員 はい。

部会長 これは直接報酬下限額そのものだけではないのですけれども、下限額を定める条件整備の改善がないと下限額設定も効果的にできないということです。そのこの部分で初めて有効になる。

委員 何か前提条件みたいな、守れというには、守れるだけの条件をつくらないと。

部会長 そうですね。守れる前提がなければ。

委員 今言った、もう100%ですら、例えば土木の仕事だと、年間で出てきている中で、ある数10%の工事はもうお金が満額でもやり切れない、できないんですね。

部会長 わかりました。

委員 それは次回以降、簡単なペーパーで構わないので、ちょっとまとめていただいて。

部会長 次の委員会というよりも、その前に少し打ち合わせをさせていただきたいと思います。

さて、それでは、時間も大分迫っていますので、次に、（委員名）のほうから委託事業に関する提案をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員 2枚に分かれてしまいましたけれども、お手元にお配りした用紙を見ながらということで、1、2、3とつくったんですが、最終的には3なんです。一番目の1については、労働側になりますけれども、基本的な考え方、こう思って我々は考えていますよということなので、これはお読み取りいただければというふうに思います。

それから2番目については、今議論しているまさに中身だと思います。ここはちょっとかぶるようではありますが、考え方としてしっかり認識をしてもらいたいと思いますので、読み上げさせてもらいます。

条例の対象事業については、受注事業者等が労働者に対して労務費を削減せずに下限額以上の労働報酬・賃金を支払うためには、適正な予定価格の積算、今出ましたね。適正な予定価格の積算及び落札率、これも出ましたけれども、向上ということにより適正価格の契約がなされることが絶対に必要なんだと思っております。

したがいまして、下限額のこれから言う設定、条例の運用と同時に、ぜひ予定価格の事後公表だったり、これがいいのかわからないんですけども、最低制限価格のさらなる引き上げ、総合評価競争入札における地域貢献評価点の拡大、今もうお話に出たことですね、同じ考えだと思います。入札・契約制度を適切に見直すことが絶対的に不可欠である、必要であるという考えのもと、今回、私のほうでは次の業務委託・指定管理の下限額について提案させていただきたいというふうに思っております。これは2枚目になっております。

(1)の下限額の設定については、今までの考え方に基づいて、以下のことを要件とすべきですということで、大きく3つ提示をさせてもらっています。

まずは として、労働の対価として、適格性の高い勘案基準等をしていただきたいという部分、それと が業務の品質を確保・向上する金額としていただきたい。あとは世田谷区において現に支払われている公共労働の給与水準を根拠としていただきたいんだという考えでございます。それから といたしましては、区内経済活動の振興・活性化のため、世田谷区内の賃金相場は絶対に下回ってはいけないんだという考え方、この3つを大きな考え方にさせていただいております、これが(1)になります。

そして、(2)として勘案基準と金額、ここは具体的なものになります。以下のとおり、区職員の高卒18歳初任給を勘案基準とさせていただいて、時間当たり1093円とすべきではないかというふうに考えております。

この計算、1093円を導き出す計算については計算式というところでございます。区職員18歳の初任給の年収という形で計算した場合、1カ月の基本給14万3000円に地域手当2万8600円、20%分ですか、これを足させていただいて、掛ける12ということで年間の年収と。なので、賞与等は入っていません。あくまでも月給だけの年収を、年間労働時間、1週間38.5時間を年間52週というところから、祝日とかそういうお休みの日を17日分抜いた、1日7.75時間で17日間なので、これを抜いた時間で割っていくと、トータル時給が1093円という結論になりましたので、1093円を提示させていただいております。

なお、その下に書いてあるところなんですけれども、世田谷区は非常勤職員給与の時間単価は、前回もらった資料だったかな、ちょっとざっくり計算してみたんですけども、最低でも1164円程度だったんですね。なので、我々としては1093円というのは決して高い水準ではないと考えております。また、条例対象事業において、いわゆるワーキングプアを生み出さないためにも年収200万円を下回らないよう、さっきのは1800何時間になるんですけども、民間の年間労働時間を2000時間と仮定しても時間当たり1000円を超える金額とすべきではないかというのはもうトータル的な考え方なので、どこに基準を置くかなんですけれども、最低でも1000円は超えるべきではないかというのが本当に最

低の考え方になっているというふうに考えてもらえればいいかなと思います。

ただ、今回、この提案の中には、本当の最初の提案だったので入れていませんけれども、できれば有資格者なんかは行く行くは差をつけるというか、ちゃんと議論をして、資格を持っている人にはより多く払うという形はつくっていきたいと思いますし、一部有資格者とその他からスタートするのか、それとも、もう既に検討されている先行の自治体もあると思うので、細かくこういう業種には幾らだよとかというふうにやっていくのが最終的には望ましいと思うんですが、今現段階では本当に有資格者も含めた最低のところで1000円を超えるべきであるという提案をさせていただきたいと思っております。以上です。

部会長 どうもありがとうございました。

最低制限価格設定の考え方の提案も含めて御提示いただき、ありがとうございます。基本的な考え方は非常に大事なところであると思います。御提案の要点は、まず、事業受託者のほうの条件の改善ということですね。これが予定価格及び積算落札率等にかかわる改善が必要ではないかという含みだと思えます。それで、それを踏まえて下限額の設定に関しましては、3にございますような、とりあえず現実の公務労働の最低を踏まえた水準設定をしたらどうか、こういう流れだと思います。

そこで、これに関しまして、ちょっと聞き漏らしたんですけれども、この計算式の中の1カ月基本給の14万3000円プラス2万8600円というのは、これは何ですか、これは手当……。

委員 地域手当というものらしくて、私ももらっているわけじゃないのでわからないんですけれども、月給として20%支払われているというのがありましたので、それを単に適用させていただきました。

部会長 あと、これは12カ月は一時金抜きのことですね。

委員 粗く月給だけの年収として考えたわけです。

部会長 わかりました。

委員 一時金を抜いたというのは、一時金を入れると高くなっちゃうということですかね。

委員 そうですね。一時金を入れて高くしてくれるほうが労働者にとっては多分よりいいと思うんですけれども、まずはそれは時間換算するための根拠なものですから。

委員 わかりました、年間のね。18歳初任給というのは一番下ということですか。

委員 そうですね、区職員の。

委員 経験のない人。けれども、いろんな業者のところには5年、10年やっている人もいるけれども、とりあえず一番下ということですね。

委員 最低下限額としてはということですね。

委員 要するにこれ以下は余り区では考えられない。

委員 というのをあらわしたくて、こういう形をとりました。

委員 前回の資料5というのを見ていただきたいんですけども、これは前回の資料ですね。労働報酬下限額対象案件の委託という部分があって、ちょっと見てきたんですが、さっきのお話と絡むんだけれども、この1093円というのは全てのあれですよ。ここを私がちょっと見た限りで言うと、1つは清掃関係、それから委託のところの施設管理業務、それから資源・ごみ等の収集運搬業務、これはごみの収集車なのかよくわからない。それから、いわゆる車の運転業務、給食調理、印刷、その下のその他と指定管理者はよくわからないんだけれども、この辺で何か1つでも2つでもほかの、いわゆる特定の仕事ですよ。これは1093円じゃない、要するに最低じゃない部分で、できれば速やかにちょっと御検討。すぐ出ないかもしれないんだけれども、目安とか水準で、先ほど言った有資格というのあれなんですけど、基本的には、私なんかは給食の調理だと、いわゆる調理師さんたちの他区のやつで、あるいは今世田谷に直接雇用の人がいるかどうかわからないんだけれども、そういうのと比べて、できればわかりやすいやつはちょっと可能かどうか御検討いただいて、可能であれば、今回というよりは、先のお話になるかもしれません。目安を何かほかの、たしか野田市だったかな、たくさん細かくあったので、そこまでいかないにしても、せめてとりあえずわかるところは出すというのは、間に合うかどうかわからないんですけども、ちょっと展望していただければと。

委員 それは非常に大変な作業になってきて、行く行くはやっていかなくゃならないんだという認識なんですけれども、今は1000円も実際到達がということを考えてときに、我々としてはこの1000円を一つの本当の下限の基準として、まずは全部押し上げたいんだという思いなんです。本当であれば、保育士さんとか有資格者はいっぱいいろいろあるので、そこもランクを区切りたいというのが本音なんですけれども、まずは下をそうしたいんだということなので、できる限り、ほかのところも含めて何かわかれば僕のほうでも調べてきますが、今の段階ではそういう思いです。

委員 わかりました。無理を言って済みませんでした。

委員 いや、そんなことはないです。

部会長 有資格者の議論は、もちろん次のステップとして想定しておきましょう。ともかく底上げした上で有資格別なり職の難易度で決めていく方向に持っていきたいので、その第一ステップとして最低限だけをとにかく押さえるということが課題だと、そういうことで理解をさせていただきました。

引き続いて、それでは、建設のほうの（委員名）、提案を、御報告をお願い

します。

委員 きょう、意見書を御用意させていただきました。それで、意見書のほうに入る前に、冒頭、報酬下限額を決めた場合に、特に建設産業におかれると、どうしても重層下請の中でなかなか下請の管理まで元請さんができないだろうというお話もございました。おっしゃるとおりだと思うんですね。ただ、この建設産業特有というか、建設産業の場合、さまざまな工事の専門性が高いということで、分業制というか下請化というのは、これはもうどうしても必要なことで、決して悪いことではないというふうに思っています。ただ、この建設産業のよくも悪くも、分業化した上に、さらにその下請がどうしても重複してできていってしまうというのがこの間の建設産業の現状でして、実は労働力を下請に頼るとい形状が長年続いて、さらにそれが深くなっているのが現状だと思います。これが実はこの建設産業の労働条件であったり賃金を引き下げている大きな原因である、理由であるというふうに僕は考えているんですね。本来賃金であったり労働条件なんていうものは、個々の企業と個々の労働者が取り決めればいい話なんですけど、実はこれが産業として成り立たないような状況がこの建設産業はもう当たり前のようになってしまっていて、特に受注産業であることから、元請の事業者さんも常に競争を強いられ、さらに下請の事業者さんも常に同業者同士で競争を強いられているんですね。結果として見ると、価格を下げなければ受注ができない。結果として見ると、労働力を持っていて、労働単価を下げないと受注ができないという産業に陥ってしまっているんですね。公共工事なんかは特に全て競争社会ですから、結果として見ると公共工事の品質までを引き下げようような状況に至ったからこそ、今回、世田谷区が公契約条例を制定しようという大きな理由になっていると僕は思うんですね。

だから、現状、確かに元請の事業者さんが重層下請の中の下請労働賃金を把握するのは難しいのは承知しながらも、ここの部分を今までできないから今後やらないではなくて、いきなり1個1個チェックするという意味ではなくて、やっぱり産業全体でそれをちゃんと守っていく。反対に、この業界として若い人たちが、今後将来、未来にこの建設産業に入っていく人たちが働けるような状況にしていくための一つの手がかりというかきっかけにこの条例がなって、産業も地域も豊かになっていく。そのための制度としてぜひとも発展をさせていきたいので、そういう意味で、今回の下限額も含めて御提案をさせていただければと思います。

済みません、ペーパーのほうに行きますが、公契約における労働報酬下限額で建設業の下限ですが、建設産業、どうしても技術を伴う仕事であります。したがって、こういう書き方がいいかどうかというのはありますが、熟練技能工の適正な労働条件を確保して品質を確保する。そのためには公共工事設計労務

単価の90%をぜひとも御提案させていただきたいというふうに思っています。

ただし、どうしてもこの産業にきのう、きょう入っていきなり、また1年、2年たって熟練工か、皆同じ下限額でよろしいのかということもございますので、にあるとおり、未熟練工の取り扱いについては別途考える必要があるだろうというふうには考えております。職歴が浅い、もしくは技術的にも熟練工とは認められない者については一定の基準は必要かと思いますが、下限額を別途定めると。各職種ごとの労務単価の一定何10%、もしくは一律で計算要因の何%等の未熟練工の下限額の設定が必要だというふうには考えております。

ですが、この下限額、いきなりきょうこれで決まるというふうには思っておりませんので、ただ、一定程度、年内ぐらいに、先ほど来年度に向けた答申もということもありましたので、一定程度の議論をした上で、決めた上で、来年の4月以降の実施を目指すように考えていただきたいというふうに考えております。

2つ目ですが、これはこれまでにいろいろ各入札制度について話が出ていたものとほとんど変わりません。要は、この労働報酬下限額を担保するためには、当然そこにある適正な予定価格や契約金額が実行されなければ、この下限額を守ることはできないだろうということで、この改善。

に、これも公契約条例の条文の中にありますが、区内事業者の受注機会、また区内居住者の雇用の機会の確保、これを確保してほしいと。この中にもあるとおり、地域経済の活性化等々を促進するために、入札参加要件や総合評価方式の中で区内事業者の受注機会が確保される制度設計と運用、あとは区内の下請や労働者を使用することを評価する制度、こういうものもぜひとも御検討いただきたいというふうに思っています。

3つ目としましては、この公契約条例を受注している事業者さん、下請さんも含めてですが、あわせてそこで働く労働者の方たちの状況を実態調査等で把握する必要があるだろうというふうに考えております。過去、世田谷区でも公契約のあり方検討委員会が設置された際に、平成24年だと思いますが、入札参加業者、また建築現場で実際にアンケート調査等も行われておりました。これを次年度については実施する予算計上等を御検討いただきたいのと、現状、大規模ではなくても一部、今年度でも実態の調査は必要なのではないかなというふうには考えております。以上です。

部会長 ありがとうございます。

ただいまの(委員名)の御提案についてはかなり御意見があると思うんですけども、(委員名)、(委員名)、いかがでしょうか。これが一番きつところなんですけれども。

委員 うちも大工を抱えていますので、それで考えているんですが、例えば

大工が今設計労務単価が2万3500円で、実働日数が平均の1カ月当たり23.7日、それを掛けていくと、年収が600万円を超えるんですよね。ですから、全産業が五百何十万円でしたっけ、520万円、それから建設業が390万円ということをお前回話されていますが、それから比較しても随分いい値段だなというふうに思っています。初めからそんなに余り背伸びしなくてもいいんじゃないか、もう少し下のところで設定してもらったほうが完全に履行できるというような感じがする数字ですね。

部会長 先ほどの(委員名)、あるいは(委員名)の御意見のように、やはり賃金だけ決めるという作業では、これは円滑にいかないということはもう見えていますので、でき得れば入札制度改革とあわせて進めていくというこの点では、(委員名)の御意見も同じトーンだと思います。

問題は、未熟練工の扱いは一応外して別途定めるとして、少なくとも来年度実施ということを見ると、9割ということについては、事業者側から見れば少し高過ぎると。というのは、改善がそこまでいくかどうかということにも絡んでくるわけです。少なくとも2年半前ぐらいから17%上昇からの設計労務単価の引き上げの後、およそ27~28%上がっています。ですから、そのテンポで上げていくかどうかということになると、来年度の経済情勢はちょっと不透明なので、今までのテンポでいくかどうかというのは不分明です。ことし並みと考える話になると思います。

それで、問題になりますのは、先ほど出ました適切な積算、その積算に必要なプライスと歩掛りですね。この歩掛りのほうの関係の改善を踏まえた積算がどこまで進められるかということです。それに、競争の度合いにもかかわりますので、最低制限価格をどの辺に設定できるか、この辺も一つのこの委員会からのある種の提案にかかわる気がします。最低制限価格の問題も、この報酬下限額設定とある意味で連動する部分があると思います。それらを含めた答申を中間報告としてつくらなければ、改善は難しい気がします。

そういう意味でこの90%の問題について、ほかの条例制定の自治体を見てみますと、85ないし90という2つに分かれています。およそこの辺のところは射程にあることは間違いのないけれども、(委員名)がいみじくも3番目に、では、実際はどうなのという議論をする必要があると思います。

実際に各職別の積算労務単価は出ていますけれども、実際の作業現場で直備の方の場合、職種ごと、ある意味で職種を跨いで動いて作業するというような場合もあるかと思っています。例えば2万3000円の職種と2万1000円の職種とが、ある工事については相互に乗り入れする、高いところから低いところ、あるいは低いところから高いところへ、仕事の効率は下がるかもしれないけれども動くことは実際の作業現場であり得るんですか。

例えば（委員名）の会社の中でそういう職種が、型枠工中心で専門化していますから、それは余りないと思うんですけども、実際にはあるのでしょうか。例えば重機の機械オペレーターなんかは、幾つかの種類ができる方がいれば、操作する資格があれば、当然職種は違っててもやれるということはあると思います。その辺の入り込みはどうなっているのでしょうか。そんなに多くはないんですか。

委員 土木の場合は定常的に、例えば資料6にあります普通作業員、のり面工、とび工、ブロック工、鉄筋工、橋梁工、型枠工なんていうのは、これは定常的に同じ作業員でみんなできるんですね。大体土木でそこそこやる人間であれば大体のことはできるんですね。

部会長 そうすると、職種別の賃金格差というんですか。

委員 いや、賃金格差というのはいないんですね。同じ職員、人員がやりますので、基本的には固めて金額は設定していますけれども、ある時期には例えばとび工をやっていた者が、あるときには例えば型枠をつくったり、あるときには鉄筋を組んだりなんかはするんですね。土木なんかでは定常的にあると思うんです。

委員 そういうときに幾ら払うんですか、変な言い方だけれども。

委員 最初に決めて、例えばうちの飯場とかに住んでいたら、例えば1日幾らというふうに決めますよね。

委員 でも、職種が違いますよね。

委員 職種は同じなんです。土工さんというかね。

委員 もう多能工なんですね、いろんなものをやっちゃう。

委員 そうなんです。そうなんです。だから、みんな……。

部会長 職種別に出ている、実際は？

委員 例えば建築でも大工さんが解体したりありますよね。

委員 それぐらいはあるけれども、大概やってくれない。

委員 要するに複数の仕事ができるということなんですね。

委員 そうなんです。大体土木の場合はそこそこみんなほとんどやるじゃないですか。ブロックを積んだり、解体もするでしょうし、あとはのり面をやったり、とび工、ブロック、軽作業じゃない。

委員 そうすると、どれをやったから幾らじゃないんですね。

委員 ないですね。1日働けば何をやっても幾ら。

委員 1日働いて幾らなんですね。

部会長 そうすると、積算単価の何%と仮に設定した場合はどうなんでしょうか、どの職で設定するかというのは、実際には各社ごとにそれぞれ選択できるという状況になりますね。

委員 そうですね。

委員 わからないけれども、場合によったら4000円ぐらい違う。

委員 建築の場合はそうじゃないんですよね。ほとんどもう専門化されますから、もう型枠工は型枠工、解体工は解体工、全部分かれます。ですから、公共工事設計労務単価というのは当てはまることになりますね。

委員 わかりました。

委員 ちょっと参考までに数字的な話をさせていただきたいんですけども、(委員名)が言われた建設業、一番悪いときで年収390万円、ということは1日当たり1万3700円なんですね。それに比べて、先ほど言った10%になると600万円を若干超えるということで、全産業より既に上回っているというのはちょっと行き過ぎな数字かなと。例えば8割にした場合、500万円なんですね。だから、8割じゃ夢がないという形であれば、やっぱり8と9の間ぐらいが少しは上げた感じの部分じゃないかなという感じがちょっとします。

委員 どの職種もみんな設計労務単価を基準にしているというのは例外ないみたいですね。

部会長 それはいいですね。

委員 さっきちょっと見たけれども。あとは何%にするかと。さっきのお話じゃないけれども、その人たちの職人としての腕にちゃんと値段がついていると。値段がついているということは、僕に言わせれば、これはほかのところがないすぐれた面ですね。

部会長 そうですね。目安がちゃんと出されている点が建設業の積算の特徴ですね。

委員 だとすれば、基本的にはそれを基礎にして、あとは何%というので、やむを得ないという言い方はおかしいんですけども、適切なのかなと思っています。

部会長 ある種の物差しが社会的相場づくりに存在しているというところが建設業の特徴ですね。

委員 少なくとも予定価格はこれを基準にやられていて、これは一般的な技術を持った人はこのぐらいの費用はかかるであろうということが、少なくとも発注者側がそういう認識をもとに使っている数字なので、反対に、これ以外の数字を持ってきちゃうと、その数字は一体何の根拠があるんだということは、今度説明のつかない数字になってきちゃいますから。

委員 これは発注者側が使っている数字なんですね。

委員 そうです。

部会長 発注者側が受注者側に実際の賃金台帳、支払い台帳から調べ上げた賃金を集計、解析して職種別に出すのです。調査方法もそれなりに定まってい

るので、長い歴史の積み重ねがあり、その点でこれにかわるものはないですね。

委員 ただ、この労働報酬の下限額というのは、我々事業者に言わせると、これを最低出してもらわないとという盾にとられると、やっぱり恐怖感というのがあって、これが設定された段階で、我々仕事が取れなくなるところがかなり出てくると。だから、これはかなり危険だなと僕は思っていて、やっぱり最低制限価格という最低報酬の下限額は90%という高レベルではないと僕は基本的に思いますけれどもね。

部会長 この設計労務単価の中には、これまでの傾向から言うと、前年に受注単価が下がるので、その下がった賃金がまた翌年の設計労務単価にはね返る。デフレスパイラルが賃金に鋭く投影されて、この10年、2002年ぐらいからだったと思います。10年以上にわたって下がってきたのです。そこで今、20数%上がって少し取り戻している感じです。この2年半近く相場が上がり、それが設計労務単価にも反映されてきています。賃金の下支え機能を入れる時期的には適切という気はしています。先ほど申しましたように、最低制限価格も、これに基づいて見直し、少し上げれば、次の年の設計労務単価も上がるという、それがインフレスパイラルにいかない程度の適正な値上がり続けるのが望ましいと思うんですね。

委員 実際に設計労務単価が上がってきますと、例えば下請さんと、一番端的なところでガードマン、交通誘導員がありますね。交通誘導員なんかは毎年ベースアップしているわけですね。都市土木をやっていると、交通誘導員というのはかなりの数を使われますね。そうすると、例えばことしは設計労務単価が上がりましたよね。値段をアップしてくださいという話に必ずなるんですね。要するに、ことしは設計労務単価が幾らになっているかということは、ガードマンをやっている警備会社は認識しているわけですね。そうすると、我々にそういう交渉をしていくということがあるわけです。そうすると、徐々にやっぱり上げざるを得ないというところがあるわけですね。

それはそれでいいんですけれども、さらにこの下請の最低下限額まで決められるということになると、もうどうしようもならないんじゃないかと。それはガードマンだからそうですけれども、これが未熟練工の扱い、例えばこの未熟練工のパーセンテージがどの程度あるかということ、かなりあるわけですよ。要するに労働者の中で.....。

部会長 ざっと何%ぐらいですか。

委員 多分かなりの数がいると思うんですね。自分のところで労務者を抱えていけばいいんですけれども、例えば労務だけを頼むということになった場合に、わけのわからないのが来るわけです。事業者にはそういうリスクがあるわけです。だから、これはそういうところまで下で網をかけられるということになる

と、もうあっちこっちで何かたがをはめられていき続けるという感じが私はしていて、やっぱりその最低基準額というのはもっとずっと下のほうにあるべきで、この未熟練工の扱いというところのリスクは、我々事業者が負わなきゃいけないところですから、正直、そこについてはどうしてもちょっと承服しかねるところがあります。

部会長 実は根は非常に深いと私は思うんです。というのは、かつて建設産業というのは失業者の受け皿産業でもあったわけです。だが、この間の重層下請化と競争化で賃金単価が下げられ、受注単価も低下が続いてきた。そのために、新しく入ってきた人に技能を伝達していく役目を担っていた現場の技能者、親方層の仕事の中に訓練とか育成という項目を入れ難くなってきたと思いますね。ですから、それを本当は入れるとすると、結局能率が下がる。能率を下げるわけにいかないから、とにかく頭数だけ入れるという、何か裸の競争よりも、競争の枠組みが外れた状況の中で、未熟練工問題というのがかつてと違う状況になっていると思います。そのためには、ゼネコンも技能者の資格にちゃんと区切りをつけ、次第に未熟練工と仕分けされ、事業者側も能力のある人をそれなりに処遇しないと、下請業務の遂行もさわってくるでしょう。

その意味で、下限額設定は改善の一つの引き金にする。そこで下請育成も、技能者の確保、その認定方法などの格付をするといいと思います。ドイツみたいに3年間なら3年間の職業学校を出ないと職につけないというふうな、そういう労働市場への参入規制があれば、こういう問題は起きないと思います。その点が日本の場合は少し緩い市場になっているので、どうしても適切でない人が入ってきています。昔は現場の指導工が面倒を見ていた。けれども、なかなかそういうふうにならなくなっているという現実がある。何とか職業技能者の育成に業界として取り組むべき大きな課題ではないかと思います。

この取り扱いは頭が痛いところですが、(委員名)も相当悩ましいと思うのです。この点をどこまでやるかは今後議論したいと思いますが、何らかの基準、例えば交通整理の方より低くするか、高くするか、その辺が一つの議論のしどころではないかと思います。全体の賃金水準や業務の遂行に妨げにならない形の設定は何とかできるだろうか。考えたいと思います。

さて、きょうは大分煮詰まった議論ができましたので、あと、私がちょっと考えておかなきゃならないと思いますのは、次第のほうの となっているところなんですけれども、社会保険の実施体制は、標準見積書等の大体2次、3次下請までですか。標準見積書の把握が可能な範囲は元請から1次下請が、また求めないところもあるかもしれませんけれども。

委員 今はまだまだら模様ですね。

部会長 まだら模様ですね。

委員 払ってくれるところもありますし。

部会長 また業種によっても違いがある。いずれにしても社会保険料は強制加盟体制で予算も組まれています。これを何とか浸透できる仕組みをとれないだろうかということです。今度、マイナンバー制度が出てきます。いやが上にも雇用者に幾ら払い、社会保険関係費用が出ざるを得ない体制に、二、三年後ぐらいには出てくる状況です。これらを踏まえて、社会保険加盟問題等含めて、契約上の扱いを考えざるを得ないでしょう。これは後で浸透を工夫できないだろうかということが1つです。

それから、(委員名)の御意見の中にありましたように、ここまでが難しいものが、どこまで把握できるかわかりません。けれども、実際の賃金や報酬は、特に一人親方問題があります。そういう形で材工こみの場合も含め、実際に下請の下のほうの作業がどう価格形成されているのか。事実に基づいて目測を立てた上で、机上の空論で決めても、実効性を伴わない方策になりかねない。特に世田谷区の場合は工事対象の金額が下がっています。その点を踏まえて、事実を把握したいのです。(委員名)は実態調査を明確におっしゃっています。その辺を、区の来年度事業の中で公契約関連で加えていただきたいということです。

それで、これは部会としてそういうことをお願いしたいと思うんですけれども、いかがでございましょうか。御賛同いただければ、改めてお願いをしたいと思います。

委員 僕のほうは、労働者だけではなくて、受注されている事業者さんにも聞き取りをして、それは単純に労働者の賃金を聞くというよりは、受注環境が今どういう状況に置かれていて、またその入札制度にこういうことを事業者さんが求めているとか、そういうことも含めてアンケート調査を事業者さん向けにする。これは建設業だけではなくて、委託の業務についても同様にやる。一方で、働いている方たちの働いている状況なんかも当然これは把握する必要があって、これは事業者さんを通じてというより、できれば建設業なんかですと現場単位でということも可能かと思えます。ただ、当然そこには元請事業者さんの御協力をいただくことも必要かと思えますので、その辺、発注者である区のほうからも御協力をいただいてという形にはなると思えます。

部会長 条例制定検討委員会で、2011年でしたか、2012年でしたかに行った調査は、契約課から各事業者に出したので、回収率が非常にいいし、また記入もよかった。ですから、実態把握については、世田谷区の契約課が動きますと、適正な調査が可能になることがわかりました。ぜひこれはお願いしたいと思います。事実に基づいて、この条例運営を適正なものにしたいと思います。ぜひ次年度の中でお願いしたいと思います。

委員 可能であれば、区で大々的なのは次年度であっても、私ども組合の関係でいくと、世田谷区と一緒にやったものもありますし、それ以前は建設協会さんなんかの御協力をいただいて、一部の入札現場では個別に先行して実態がどういう状況かというの、可能であれば実際に調査をしてみて、この委員会での議論の材料にさせていただけるようであれば、そうしていただく。ただ、その際にも、区のほうから一報があるかないかによって、多分それは元請さんの御協力の仕方も違うと思いますので、可能であればそういう御協力もまたしていただければなと思います。

部会長 ということで、時間ももう大分迫ってまいりましたが、きょうは、（委員名）の御提案に始まりまして、でき得れば、今後のこの次の会合に向けて、現在の契約のあり方とか、あるいは施行の仕方について、さまざまな領域に検討すべき課題が提起されている部分もございますので、次の専門部会で議論すべきことと、それから、適正化委員会全体に議論すべき課題を仕分け、次の会合にはそれを踏まえた議論をさせていただき、今年度中に中間報告を出すことになってまいります。少し作業のピッチを上げたいと思います。

この後は、私とまた事務局のほうで少し話をして、各委員さんのところに個別に尋ねたりして、次へのステップに必要な材料を整え、次の会合をしたいと思います。大分時間が迫ってきていることでもありますので、恐れ入りますが、次の専門部会の日程を定めさせていただきたいと思います。議会との関係なんかもございますと思いますので、きょうは9月8日ですので、10月……。

事務局 あしたが議会の質問締め切りでして、16日から議会がスタートします。10月21日までが第3回区議会定例会という状況でございます。

部会長 なるほど。そうすると、この間は難しいと。

事務局 この間はちょっと難しいということと、あと、やはり公契約適正化委員会のほうも12月までの間に1回は開いて、きょうの御議論も投げて、多少キャッチボールしなければいけないと。あと、あわせて入札監視委員会も予定を入れなければいけないということですので、その点は、委員の皆様方には大変申しわけないんですけども、タイトな中での日程調整になってしまいうんですが。

部会長 監視委員会の日程はもう入っているんでしょうか。

事務局 11月2日月曜日に入札監視委員会を入れてございます。

部会長 そうしますと、これを外してその前後。

事務局 その前後あたりでやる。

部会長 その前後。では、10月の最後の週に労働専門部会を設定したのです。

事務局 それで今、私ども事務局で考えている日程が10月26日の週、それからあと、10月も決算委員会の合間を縫うという形で、10月6日から9日の間く

らいでしたら、私どもの定例会中でも可能です。

部会長 そうですか。ちょうど1カ月後ぐらいになりますが、（委員名）、一番お忙しい、皆さんお忙しいんですけども、その10月第2週のところはいかがでしょうか。

〔日程調整〕

部会長 では、10月27日の午前中、10時から12時までと。

事務局 では、27日の10時から12時でよろしいですか。また場所等は追って連絡させてもらいますので、お願いします。

部会長 よろしくお願いします。

委員 そのくらいに入れていかないと、さっきの宿題が、ことしの宿題かわからないけれども、せっかく調査から……。

部会長 できましたら必要な、特に契約書等の先ほど出た、（委員名）が提起されている問題について少し規則等の現物を、ネット上でとれるんだそうですけれども。

委員 そうですか、ほかの自治体。

事務局 先ほどおっしゃった世田谷区の。

部会長 世田谷区のやつです。

委員 そうですか。

部会長 それはこういう分厚いものか何かになっているんですか。

事務局 契約事務規則のほうはそんなに分厚くはないですね。

事務局 それに基づく要綱ですとか事務要領で定めてございますので。

委員 それはネットでとれるの。

事務局 ごらんいただくのは、でも、全部は。

部会長 では、規則だけでも。

委員 ちょっとさわればいい、規則だけでもちょっと引っ張ってコピーして送ってください。済みません、最近電子機器を使いこなせないものですから、化石みたいな人間です。

部会長 規則だけでも、（委員名）のほうにお送りいただいて、それで、幾つか事例的にもしこれとこれを見せてほしいというのがあれば、また後でということ。

委員 そうですね。とりあえず見せていただいて。

部会長 その作業を（委員名）にお願いしちゃうのはだめですか。

委員 とりあえず規則を見て、入札のほうもちょっと絡みがあるだろうと。

部会長 私のほうから答申に盛り込むべき課題について、（委員名）、（委員名）のところに提案の形でお送りしたいと思います。もちろん事務局にも回します。

それで、きょう、（委員名）からはかなり考え方から実施のところまでいただいていますので、それはかなり煮詰まった提案だと受けとめます。それは答申のほうに、中間報告のほうにぜひ盛り込みたいと思います。あと、（委員名）とまた折衝して、建設のほうをどのくらいにするか、また、未熟練工をどう扱うか、この辺、ちょっと調整をさせていただければと思います。その上で、次の委員会の中で答申の骨組みを提案したいというふうに思います。よろしくお願ひします。そんなことでよろしいでしょうか。

ほかに特にこういう点で何か御要望とか御意見はございますでしょうか。

委員 済みません、ちょっと確認なのですが、議事概要と議事録の件です。僕はこの間の会議で、当面この会議について非公開でというふうにしたんですけども、非公開というのは傍聴はしないという意味で話をして、議事録は作成しますよというお話だったので、それをただ一方で、こういう内容で話し合いがされたということは、例えば、皆さんに配るのは議事録はそのままだし、一般的にオープンにするときには、僕は金額的なものだったりお名前等は消したものを公開するという認識だったんです。実際、今公表している議事概要というのは本当にスポット的な意見だけが、適正化委員会なんかは特にそうなんですけれども、実際に会議に出ている者があれだけを見た感じでは、これじゃ全く内容が伝わらないんじゃないかなと。議事概要というのは、どこまでが議事概要かというのは認識の違いなのかもしれないですけども、もう少し中身がわかるものを公表していいものとして準備をされたほうが、あれでは何となく、確かに何をここでやっているんだと言われてしまうと、何もわからな過ぎるかなという気がするんですが。

部会長 それにつきまして、私もちょっと曖昧だったのです。1つは、議事概要はもう少し拡充し、少なくとも議論の中身、ポイントはわかるような形にまで少し膨らませてほしい。

委員 最終チェックみたいなことを一応部会長として。

部会長 議事録全体は、それぞれ発言された方の名前が入っているのを前回メールで送っていただいているのがございます。それはそれぞれ自分の部分をチェックされて、それを整序した上で、最終的に事務局のほうに届けていただき、最後は委員の名前をA、B、Cなりにして、それで保管し、請求があれば出せるようにする。

事務局 その辺の考え方の説明を。

事務局 この前、皆さんにお話ししていただいて、適正化委員会もそうですし、部会のほうもそうで、当面はざっくりばらんに方針ですとかいろいろ決めるということで、当面は議事概要で、傍聴はちょっと待ってもらおうという話をしておりました。まさに議事概要ですと、どういう話があったかというところ

がわからないようなこともありますので、通常、こういう委員会ですと、議事概要というのはいくらもつくらないで、議事録をそのまま公表します。それは、ある程度 A 委員、B 委員、事前にここで話ししていただいたことで、各委員さんにそれを投げまして、この趣旨はこういう趣旨ではないよとか、あるいは個別の金額であったりとか、その辺は省きましょうとか、そういうのはできますので、議事概要を新たにつくるというよりは、議事録をそのまま出すというのが通常の委員会での公開の仕方でございます。ただ、これは区民なりなんなりから情報公開請求が出ますと、A 委員、B 委員は隠さずに各個人の名前は出して、その請求者には行くような形になります。ですから、今、お話があったように、議事概要ではなくて、今後、そのまま議事録を公表するという形がいいのかどうか、その辺はこの委員の中で決めていただければと思います。公表する中は、さっき言ったような A 委員、B 委員。最終的に仮にどなたか、区民の方から情報公開請求が出て、その方に公開する場合は、委員の名前は出てしまうという考え方です。以上です。

委員 それは多分、今現在も同じですよ。

事務局 同じです。

委員 今現在も請求されればそのままのものを出しますよということなんです。

事務局 そういう形です。

部会長 一応議事録を中心に開示するというところで、またお手間をかけますけれども、自分の発言を検討いただいて、これはさまざま都合が悪い部分があるということであれば、消すなどして、正式な案をつくる手間に、御協力をいただきたいと思います。そんな形で委員会の情報公開様式を決めたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

部会長 どうもありがとうございました。

事務局 もう 1 点だけ、傍聴のほうはどういたしましょうか。

部会長 傍聴のほうは、しばらく控えていただくという話だったと思いますので、そうしたほうが良いと思います。

事務局 ということですか、部会のほうでは。

委員 この部会は、少なくともきょうみたいな議論は半分しかわからない、教えてもらってからでいいような。

事務局 ということは、部会として傍聴のほうは当面は控える。あと、議事録は今のお話があったような形で進めさせていただきますので、よろしく願います。

部会長 知りたい方は議事録のほうを見ていただきたいということをお願い

したいと思います。

では、そういうことで、本日は、どうも雨の中をありがとうございました。